

令和5年7月4日

◎明神委員長 ただいまより、総務委員会を開会いたします。

(10時01分開会)

《委員長報告取りまとめ》

◎明神委員長 本日の委員会は委員長報告の取りまとめについてであります。

お諮りします。委員長報告の文案についてはお手元にお配りしてありますので、この内容の検討をお願いします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第6号議案、第11号議案、第12号議案、以上8件については、全会一致をもっていずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項についてその概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第2号「職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する業務に従事した職員の特殊勤務手当について、国家公務員の取扱いを踏まえ、本県においても廃止しようとするものであるとの説明がありました。

委員から、新型コロナウイルス感染症が5類に分類された5月8日以降、これまでに関連する業務に携わった職員への手当についてはどのような状況になっているかとの質疑がありました。

執行部からは、5類移行後は、季節性インフルエンザと同様、基本的に医療機関を中心とした対応になっているため、該当の業務が発生していない。今後も、職員が直接患者に接する等の業務が発生する可能性は低いと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「令和5年度高知県一般会計補正予算」のうち、放課後児童クラブ等デジタル化支援事業費補助金について、執行部から、放課後などにおいて1人1台タブレット端末が使用できる学習環境の充実を図るため、市町村が行う放課後児童クラブなどへの無線LANの整備を支援するものであるとの説明がありました。

委員から、端末の持ち帰りの実施率が低い状況の中、放課後児童クラブ等での環境整備を行う必要性をどう考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、多くの児童が放課後子ども教室、放課後児童クラブを利用しており、学習や体験の場となっている。Wi-Fi環境を整備することにより、放課後のほか、夏季

休業中などにおけるタブレット端末の活用促進を図ることができるようになるとの答弁がありました。

別の委員から、無線LAN環境を整備した後の維持経費について、市町村との協議等はどうなっているかとの質疑がありました。

執行部からは、令和6年度以降の維持経費については、国の補助事業である放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費補助の中で市町村の要望額を申請していくとの答弁がありました。

別の委員から、今回の補正予算による整備対象の想定数として、放課後子ども教室55か所、放課後児童クラブ67か所を見込んでいるが、これは県内にある当該施設のうち、どれくらいの割合に当たるのかとの質疑がありました。

執行部からは、今回の整備想定箇所数は、それぞれ開設数の約3分の1に当たる。それ以外については、学校の余裕教室で運営しており、既存のWi-Fi環境が活用できる等の状況にあるため、対象としていないとの答弁がありました。

次に、警察本部についてであります。

第11号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」及び第12号「高知県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路及び旅客特定車両停留施設の構造、特定公園施設の設置並びに重点整備地区の信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」についてであります。

執行部から、道路交通法の一部改正等により、電動キックボード等が特定小型原動機付自転車とされ、運転者講習制度が創設されることに伴い、新たに講習手数料を徴収できるよう、また、その交通方法等に関する規定が整備されたことに伴い、県条例における信号機に関する基準に係る規定の整備など、必要な改正を行うものであるとの説明がありました。

委員から、新たな交通用具が車道・歩道を通行することで、周りの運転手、歩行者等も戸惑い、事故につながる懸念がある。利用者や販売者だけでなく、一般県民にも徹底した周知が必要と考えるが、これまでどのような啓発を行ってきたかとの質疑がありました。

執行部からは、これまで、法定講習の場における安全教育や、各種媒体での広報、中高生に配布している交通安全教育教材を通じた注意喚起のほか、レンタル事業者に対し、利用者への交通安全教育に係る協力要請等を行ってきた。今後も、関係機関や団体等を通じ、新たな交通ルール等について啓発を徹底するとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

教育委員会についてであります。

まず、高知国際中学校・高等学校の校歌の取扱いについてであります。

執行部から、本年5月にアンケートを実施し、校歌に係る在校生の意見を聞くとともに、

6月には保護者や校友会の代表など、学校関係者の意見を聴取した。それらの意見を参考とし、6月に開催した臨時教育委員会において、新しい校歌とすることを決定したとの報告がありました。

委員から、在校生へのアンケートでは、「現在の校歌がよい」という意見もあったが、みんなが納得する合意形成の取組は行われているのかとの質問がありました。

執行部からは、生徒及び保護者に対し、新しい校歌にすることを文書で通知した際に、学校が主体的に参画しながら、校歌を制作していきたい旨を伝えている。今後、生徒にも関わってもらいながら、校歌を制作するよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、県立高等学校再編振興計画の次期計画等の検討についてであります。

執行部から、平成26年度に策定した現行の計画では、生徒数の減少に伴う適正な学校規模と適切な配置、南海トラフ地震対策への対応、次代を担う人材を育てる教育環境の整備などを柱とし、取組を進めてきた。

本年度が、計画期間の最終年度となっており、次期計画については、生徒数のさらなる減少による高等学校の在り方と学びの保証や、教育環境を取り巻く変化への対応といった課題認識の下、今年度から来年度にかけて、教育委員会を中心に、有識者等の御意見を伺いながら検討を進めていくとの報告がありました。

委員から、遠隔教育の普及等の環境の変化を踏まえ、これまでの再編統合等とは違う観点で議論を進めてほしい。また、地域みらい留学に関しても、中山間地域の拠点を守るといった観点から、どのように進めていくかとの質問がありました。

執行部からは、各高等学校の魅力化が大事であり、地域資源を活用しながら、県外からの留学生、地元の生徒を含め、多様な価値観に触れ合いながら成長できる環境をつくっていけるよう考えていきたいとの答弁がありました。

次に、非強制徴収債権の放棄についてであります。

執行部から、令和4年度に、高知県債権管理条例に基づき、非強制徴収債権の放棄を行ったことについて報告がありました。

委員から、債権回収の費用対効果を考慮して、債権放棄を行うという判断も理解できるが、例えば、債権回収に係る弁護士への業務委託に際し、複数の少額債権について、一括して受託してもらうよう交渉するなど、方法等について十分に議論されているのかとの質問がありました。

執行部からは、委員からの指摘を踏まえ、今後の債権管理に当たり、弁護士委託の手法も含め、教育委員会から、庁内全体の事案を扱う「税外未収金対策幹事会」にも意見を伝えるようにしたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎明神委員長 御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 6 ページの特定小型原動機付自転車の件ですけど、「一般県民にも徹底した周知が必要」とか、「委員から、新たな交通用具が」っていうの、皆さんが心配やねっていう、いろんな御意見を出されましたもんね。それはとても大事だと思いますが、その中で、「歩行者等も戸惑い」の「等」のところ、視力障害者の方たちから、本当に怖いんだと、一体どうやって安全に道を歩いたらいいんだろうという声が結構上がっていてっていう話をされたと思うんです。だから、「一般県民にも徹底した」っていう中に入れていいのかどうかということも。悪くはないけど、視覚障害者とか、外に出るときに点字ブロックをずっとたどって行っていた方たちも、とても不安に思ってるので、その人たちを入れることが出来んかなあと。そういう視力障害の方たちにも、徹底することが、何か必要やなって。そのあとの「関係機関や団体等を通じ、新たな交通ルール等について啓発を徹底する」ってお答えの中に、その「団体等」の中に、そういう特別に注意喚起を丁寧にしななければならない人たちの姿が浮かぶようにするには。

◎ なら上から2行目、「周りの運転手、歩行者や視力障害者等も戸惑い、事故につながる懸念がある」と。

◎ でもそうすると、聴覚も出てくるしよね。

◎ ほんでもう、「等」でまとめんといかんわ。「視力障害者」、あとはもう「等」よ。

◎ 実際発言しちゅう言葉で、何とか「等」って入れたら。

◎ 実際には「視覚障害者」って入っちゅうろ。

◎ 言いました、はい。

◎ 実際言うた言葉で「等」としてもらったら。「歩行者や視覚障害者等も戸惑い」と。あとは聴覚もあるし、いろいろあるわね。

◎ それで入れていただいたら。

◎ ほんなら文言の修正は今言ったように、6 ページの上から2段目、「委員から、新たな交通用具が車道、歩道を通行することで、周りの運転手、歩行者や視力障害者等も戸惑い」と、ここは視力障害者を入れて、あとは「等」でくくると。

◎明神委員長 正場に復します。

この報告書は当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということによろしいですか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決めます。

《閉会中の継続審査》

◎明神委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元にお配りしてある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決めます。

《出先機関等調査取りまとめ及び県外調査について》

◎明神委員長 以上で日程は全て終了しましたが、閉会前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがあります。

まず1点目としまして、出先機関調査の取りまとめの委員会を、8月1日火曜日の午前10時より開催したいと思っておりますが、皆さんの御都合はどうですか。

小休にします。

(小休)

—日程について協議—

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、8月1日午前10時より開催したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。なお、取りまとめ項目については正副委員長に一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明をさせます。

◎書記 それでは、県外調査の候補地について御説明いたします。お手元の資料1枚目、総務委員会県外視察日程案のタイトルのものを御覧ください。

まず1日目は、羽田空港を経由して新千歳空港に飛び、安平町立早来学園にて地域と連携した義務教育学校の運営について調査を行い、次に、一般社団法人A-bank北海道にて体育授業・部活動への指導者派遣等について調査を行った後、札幌市内で宿泊。

2日目は、女満別空港に飛び、北海道斜里高等学校でアプリ開発等を通じた課題探求型の学習について、北海道大空高等学校で高等学校の魅力化の推進について、それぞれ調査した後、網走市内で宿泊。

3日目は羽田空港へ飛び、茨城県庁で投票率向上の取組について調査した後、自動車安全運転センター安全運転中央研修場にて座学研修を行い、ひたちなか市内に宿泊。

4日目も同じく、自動車安全運転センター安全運転中央研修所にて実技研修を受けた後、東京へ移動し、総務省で投票率向上の取組等について調査、その後、羽田空港より帰高の予定としています。

資料の2枚目には、調査先候補の資料、資料3枚目には、各候補先の地図をつけており

ます。資料4枚目は、事務局で把握しております7月から9月までの議会関係のスケジュールになります。

本日は調査先候補と日程を決めていただけたらと思います。なお、調査先との交渉はこれからになります。本日決定していただく内容に従いまして事務局で交渉に入ります。この候補以外で希望があればまた調整したいと思います。以上です。

◎明神委員長 それではまず、調査先候補から皆さんの御意見を賜りたいと思います。
小休にします。

(小休)

－候補地等について協議－

(調査先について意見が一致)

◎明神委員長 正場に復します。

それでは、調査先は資料のとおりということで、次に、日取りを最終ページにつけておりますけども、うちは監査委員がおらんから、正副議長会等々を除いたら8月の28、29、30、31日。これでいいですか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは8月の28、29、30、31日の3泊4日といたします。なお、細部については、正副委員長に一任を願います。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで委員会を閉会いたします。

(10時27分閉会)